「航空従事者養成施設指定申請･審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
空乗第 1197 号　平成 12 年 10 月 11 日(制定) 国空安政第 1903 号　令和７年 11 月 27 日(最終改正) 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課 第１部　（略） 第２部　指定の基準 １．総論 （１）　～　（３）　（略） （４）学科教官の要件（第３号） ①～③　（略） ④　「課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として 必要な教育を受けている」（ハ） 　課程の資格や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席学科教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTA プログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。また、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」（令和7年11月27日 国空安政第1903号）（以下「UPRT通達」という。）に基づく教育を実施する教官は、UPRT通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。	空乗第 1197 号　平成 12 年 10 月 11 日(制定) 国空安政第 682 号　令和 7 年 6 月 26 日(最終改正) 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課 第１部　（略） 第２部　指定の基準 １．総論 （１）　～　（３）　（略） （４）　学科教官の要件（第３号） ①～③　（略） ④　「課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として 必要な教育を受けている」（ハ） 　課程の資格や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席学科教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTA プログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。なお、当該施設の複数の課程で共通する科目の教官である場合は、１の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。

改　正　後	改　正　前
なお、当該施設の複数の課程で共通する科目の教官である場合は、１の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。	
（５）　実技教官の要件（第４号） ①～③　（略）	（５）　実技教官の要件（第４号） ①～③　（略）
④　「課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として 必要な教育を受けている」（ハ） 課程の資格、教育の方法や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席実技教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTA プログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。またUPRT通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。 なお、当該施設の複数の課程（複数の型式に係る定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び型式限定変更課程にまたがる場合を含む。） で共通する科目の教官である場合は、１の課程での任用教育等を実施することにより他 の課程の任用教育等を一部省略することができる。	④　「課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として 必要な教育を受けている」（ハ） 課程の資格、教育の方法や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席実技教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTA プログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。なお、当該施設の複数の課程（複数の型式に係る定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び型式限定変更課程にまたがる場合を含む。）で共通する科目の教官である場合は、１の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。
（６）～（１１）（略）	（６）～（１１）　（略）
２．課程ごとに定める基準への適合 （略）	２．課程ごとに定める基準への適合 （略）
第３部　～　第４部　（略）	第３部　～　第４部　（略）

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第５部　定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準 （略） １．　～　４．　（略） ５．教育計画 （１）　学科教育 教育時間は８０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経歴を満足していない者に対する教育科目は、UPRT 通達 7. 訓練内容の要件を満足するものでなければならない。 ただし、准定期運送用操縦士の教育科目については、学科教育時間の標準教育時間を設けないものとする。 （略） （２）　実技教育 教育時間は技能審査を含め２４時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。また、１．及び２．それぞれの教育において、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経歴を満足していない者に対する教育科目は、UPRT 通達 7. 訓練内容の要件を満足するものでなければならない。 （略） （３）　CBTA プログラムを実施する場合の教育計画 （略）	第５部　定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準 （略） １．　～　４．　（略） ５．教育計画 （１）　学科教育 教育時間は８０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。 ただし、准定期運送用操縦士の教育科目については、学科教育時間の標準教育時間を設けないものとする。 （略） （２）　実技教育 教育時間は技能審査を含め２４時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。 （略） （３）　CBTAプログラムを実施する場合の教育計画 （略）
第６部　事業用操縦士の技能証明課程に関する基準 （略） １．　（略） ２．実技教官 （１）航空法施行規則第５０条の４第４号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類 等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士~~（錐揉の慣熟に関する~~	第６部　事業運送用操縦士の技能証明課程に関する基準 （略） １．　（略） ２．実技教官 （１）航空法施行規則第５０条の４第４号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類 等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士（錐揉の慣熟に関する

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後

~~教育のみを行う者を除く。）~~又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

（２）　（略）

３．　～　４．　（略）

５．教育計画

（１）　学科教育

教育時間は４６０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。

（略）

（２）　実技教育

①　飛行機

教育時間は技能審査を含め１５０時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。また、教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

教　育　科　目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
１．飛行場及び場周経路における運航	２５時間	１３時間
２．各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止		
３．基本的な計器による飛行	７時間	５時間

改　正　前

教育のみを行う者を除く。）又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

（２）　（略）

３．　～　４．　（略）

５．教育計画

（１）　学科教育

教育時間は４６０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

（略）

（２）　実技教育

①　飛行機

教育時間は技能審査を含め１５０時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教　育　科　目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
１．飛行場及び場周経路における運航	２５時間	１３時間
２．各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止		
３．基本的な計器による飛行	７時間	５時間

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後

4．外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行 （削除）	２４時間	１４時間
5．野外飛行	１９時間	３２時間
6．夜間の飛行（野外飛行の経験を含む。）	３時間	２時間
7．異常時及び緊急時の操作	２時間	
8．技能審査		４時間

注）本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

②　回転翼航空機

（略）

第７部　自家用操縦士の技能証明課程に関する基準

（略）

２．実技教官

（１）航空法施行規則第５０条の４第４号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類 等級及び型式の航空機に係る自家用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証 明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の自家用操縦士及び事業用操縦士~~（錐揉の慣熟に関する教育のみを行う者を除く。）~~又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

（２）　（略）

３．　～　５．　（略）

第８部　（略）

第９部　型式限定変更課程に関する基準

改　正　前

4．外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行 （錐揉みの慣熟を含む。）	２４時間	１４時間
5．野外飛行	１９時間	３２時間
6．夜間の飛行（野外飛行の経験を含む。）	３時間	２時間
7．異常時及び緊急時の操作	２時間	
8．技能審査		４時間

注）本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

②　回転翼航空機

（略）

第７部　自家用操縦士の技能証明課程に関する基準

（略）

２．実技教官

（１）航空法施行規則第５０条の４第４号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類 等級及び型式の航空機に係る自家用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証 明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の自家用操縦士及び事業用操縦士（錐揉の慣熟に関する教育のみを行う者を除く。）又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

（２）　（略）

３．　～　５．　（略）

第８部　（略）

第９部　型式限定変更課程に関する基準

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（略） １．　～　４．　（略） ５．教育計画 （１）学科教育 教育時間は３７時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT通達7-2 模擬飛行装置等による訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。 なお、異なる型式限定として指定された型式の航空機について、飛行基準評価審査会又は外国政府により操縦特性が類似していると認められた型式への限定変更訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（Flight Standardization Board Report 等（以下「FSB Report 等」という。））及び当該報告書に示された原差異要件（Master Difference Requirements：MDR）を参考に、運航者差異要件（Operator Differences Requirement：ODR）を定めることにより、次の表にかかわらず教育科目及び標準教育時間を定めることができるものとする。 （略） （２）実技教育 教育時間は技能審査を含め１８時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT通達7-2 模擬飛行装置等による訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものでなければならない。 なお、異なる型式限定として指定された型式の航空機について、飛行基準評価審査会又は外国政府により操縦特性が類似していると認められた型式への限定変更訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report等）及び当該報告書に示された原差異要件（MDR）を参考に、運航者差異要件（ODR）を定めることにより、次の表にかかわらず教育科目及び標準教育時間を定めることができるものとする。 （３）　CBTA プログラムを実施する場合の教育計画 （略）	（略） １．　～　４．　（略） ５．教育計画 （１）学科教育 教育時間は３７時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。 なお、異なる型式限定として指定された型式の航空機について、飛行基準評価審査会又は外国政府により操縦特性が類似していると認められた型式への限定変更訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（Flight Standardization Board Report等（以下「FSB Report等」という。））及び当該報告書に示された原差異要件（Master Difference Requirements：MDR）を参考に、運航者差異要件（Operator Differences Requirement：ODR）を定めることにより、次の表にかかわらず教育科目及び標準教育時間を定めることができるものとする。 （略） （２）実技教育 教育時間は技能審査を含め１８時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものでなければならない。 なお、異なる型式限定として指定された型式の航空機について、飛行基準評価審査会又は外国政府により操縦特性が類似していると認められた型式への限定変更訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書（FSB Report等）及び当該報告書に示された原差異要件（MDR）を参考に、運航者差異要件（ODR）を定めることにより、次の表にかかわらず教育科目及び標準教育時間を定めることができるものとする。 （３）　CBTAプログラムを実施する場合の教育計画 （略）

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第１０部　　（略）	第１０部　（略）
第１１部 操縦教育証明課程に関する基準 （略） １．　～　４．　（略） ５．教育計画 （１）学科教育 ①飛行機 教育時間は４０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経歴を満足していない者に対する教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。 （略） 「操縦に２人を要する飛行機に同乗して教育を行う場合に限る」条件を付した課程においては、教育時間は３０時間以上とし、教育科目は次に掲げるものを最少とする。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経歴を満足していない者に対する教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。 なお、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その学科教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。 （略） ②　（略） （２）実技教育 ①飛行機 教育時間は技能審査を除き２５時間以上で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければ	第１１部 操縦教育証明課程に関する基準 （略） １．　～　４．　（略） ５．教育計画 （１）学科教育 ①飛行機 教育時間は４０時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。 （略） 「操縦に２人を要する飛行機に同乗して教育を行う場合に限る」条件を付した課程においては、教育時間は３０時間以上とし、教育科目は次に掲げるものを最少とする。 ただし、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その学科教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。 （略） ②　（略） （２）実技教育 ①飛行機 教育時間は技能審査を除き２５時間以上で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものと

改　正　後	改　正　前
ならない。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経歴を満足していない者に対する教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。	し、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。
（略）	（略）
「操縦に２人を要する飛行機の操縦教育に限る」条件を付した課程においては、教育時間は１４時間以上で、教育科目は次に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経歴を満足していない者に対する教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。 なお、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。 また、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その実技教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。	「操縦に２人を要する飛行機の操縦教育に限る」条件を付した課程においては、教育時間は１４時間以上で、教育科目は次に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。 ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。 また、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その実技教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。
（略）	（略）
②　～　③　（略）	②　～　③　（略）
第１２部　～　第１７部　（略）	第１２部　～　第１７部　（略）
第１８部　飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の統合課程に関する基準	第１８部　飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の統合課程に関する基準
（略）	（略）
１．　～　４．　（略）	１．　～　４．　（略）
５．教育計画	５．教育計画
（１）　学科教育	（１）　学科教育

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
教育時間は５００時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。	教育時間は５００時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。
（略）	（略）
（２）　実技教育	（２）　実技教育
①　飛行機	①　飛行機
教育時間は技能審査を含め１８０時間以上とし、教育内容は次の表に掲げるものを満たすこととする。ただし、教育科目の細部は６．に準拠するものとし、課程修了時 の飛行経歴は事業用操縦士及び計器飛行証明についての航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。また、教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。なお、模擬飛行時間は４０時間を限度とする。	教育時間は技能審査を含め１８０時間以上とし、教育内容は次の表に掲げるものを満たすこととする。ただし、教育科目の細部は６．に準拠するものとし、課程修了時 の飛行経歴は事業用操縦士及び計器飛行証明についての航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。なお、模擬飛行時間は４０時間を限度とする。
（略）	（略）
６．技能審査	６．技能審査
（略）	（略）
様式、附則　（略）	様式、附則　（略）

附　則（令和７年１１月２７日　国空安政第1903号）UPRT（Upset Prevention and Recovery Training）に関する改正

１．本要領は、令和７年１１月２７日から施行する。ただし、令和１０年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。

２．第６部の「錐揉みの慣熟」に関する記載を削除する場合、本改正で定める異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練が導入されること。